

※処理事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
-------	------	-----	----	------	------

受付印

平成 年 月 日

(あて先) 広島市長

※処理事項

発信年月日
通信日付印 確認印

申告年月日
年 月 日

所在地
(本市が支店等の場合は本店所在地と併記)

(電話)

事業種目

法人名
(ふりがな)

代表者氏名印

經理責任者氏名

この申告の基礎

1. 法人税の平成 年 月 日 日
の修正申告書の提出による。

2. 平成 年 月 日 日 法人税の
更正・決定・再更正による。

期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

期末現在の資本金等の額
又は連結個別資本金等の額

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の市民税の 申告書 ※

摘 要		課税標準	法人税割額
		税率	税 額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	十億 百万 千 円 ()	
試験研究費の額又は教育訓練費の増加額等に係る法人税額の特別控除額	②		
みなし配当の25%相当額の控除額	③		
還付法人税額等の控除額	④		
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③-④+⑤	⑥	1000	十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $(\frac{⑥}{④} \times ②)$	⑦	1000	
外国の法人税等の額の控除額	⑧		
仮装經理に基づく法人税割額の控除額	⑨		
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨	⑩		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪		0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬		00
均等割額	⑭	月 円 × $\frac{⑬}{12}$	00
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑮		0
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯	⑰		00
この申告により納付すべき市民税額 ⑬+⑰	⑱		00
⑱のうち見込納付額	⑲		
差 引 ⑱-⑲	⑳		

広島市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		広島市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち広島市分の従業者数	
			人	人
合 計		人	人	人

指場	区 名	※区コード	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	平成 年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
定 合 都 市 の 市 に ⑮ 申 の 告 告 す 算	中 区	1		人	00	解散の日	平成 年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
	南 区	2			00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	法人税の申告期限の延長の有無	有・無
	西 区	3			00	この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
	東 区	4			00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店		
	安芸区	5			00	還付請求税額	口座番号(普通・当座)		
	安佐南区	6			00				
	安佐北区	7			00				
	佐伯区	8			00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士 署名押印

(電話)

広島市ホームページ提供様式 法人市民税申告書(第20号様式) PDF

※従業者数は必ず記載してください。

第20号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。	
3「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載してください。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	期末（中間申告の場合にあっては、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）をそれぞれの欄に記載します。	
8「市町村民税の申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書に係る申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄にも記載してください。
9「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（ただし、この①の欄の上段の（ ）内に記載された金額（使途秘匿金税額等）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(2)及び(3)においても同じです。） (2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額 (3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別控除取戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。	連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。

欄	記載のしかた	留意事項
10 「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額②」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額等に係る税額控除)、第2項(特別試験研究費に係る税額控除)及び第3項(繰越税額控除限度超過額に係る税額控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6(6))の27の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第6項(中小企業者等の試験研究費に係る税額控除)又は第7項(繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除)の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第9項(試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。)法人税の明細書(別表6(8))の19の欄の金額</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>
11 「みなし配当の25%相当額の控除額③」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の金額を記載します。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の42の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額</p> <p>(2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の43の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の37の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>
12 「還付法人税額等の控除額④」	<p>第20号様式別表2の3の⑤の計欄の金額を記載します。</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>
13 「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」	<p>法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載してください。</p>
14 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③-④+⑤の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑧の欄の金額</p> <p>(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑧の欄の金額</p> <p>(2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率によってください。</p>
15 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑦」	<p>(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) ⑥の欄の金額を②の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に②の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率によってください。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。</p>
16 「外国の法人税等の額の控除額⑧」	<p>第20号様式別表3の⑬の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑭の欄の当該市町村分の金額)を記載します。</p>	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
17 「差引法人税割額⑩」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
18 「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑪」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。	
19 「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑫」	「⑩の欄の金額－⑪の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となる場合は記載しないでください。	
20 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑬」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
21 「円×⑭/12 ⑮」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。 (2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑮の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。	
22 「この申告により納付すべき市町村民税額⑯」	⑬又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑬又は⑰の欄を零として計算します。	
23 「⑯のうち見込納付額⑰」	法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限りません。）を含みます。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
24 「広島市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。</p> <p>この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。</p> <p>(1) その算定期間の中で新設された事務所等</p> $\text{その算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日からその算定期間の末日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$ <p>(2) その算定期間の中で廃止された事務所等</p> $\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$ <p>(3) その算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等</p> $\frac{\text{その算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{その算定期間の月数}}$ <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
25 「広島市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。
26 「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んでください。 (1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちにリース特別控除取戻税額等がある場合には、当該リース特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)の規定によって中間申告をする必要のある法人を含みます。) (2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属リース特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属リース特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人	
27 「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める申告書の種類を○印で囲んでください。 (1) 法人税法第2条第40号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
28 「法人税の申告期限の延長の処分の有無」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。 (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第75条の2第6項(同法第145条において準用する場合を含みます。)において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。) (2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人(同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
29 「還付請求税額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、⑬の欄又は⑰の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。	
30 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合において記載する金額は、⑬の欄に記載した金額と同額になります。	
31 「指定都市に申告する場合の⑮の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	